

史跡西鹿田中島遺跡保存整備実施設計説明書

平成 27 年 7 月

1. 保存整備における基本方針等の確認

1-1. 遺跡の本質的価値（基本計画書）

- ① 縄文時代の草創期を知るうえで重要な遺構が遺物を伴って検出されたこと。
- ② 当時の暮らしや精神性を知るうえで重要な立地や景観が残されていること。
- ③ 岩宿時代から近世に至るまでの複合遺跡であり、遺構・遺物を地価に埋蔵していること。

1-2. 保存整備の基本方針（基本計画書）

- ① 地中の埋蔵文化財（遺構・遺物）を保護し保存を図ることを第一とする。
- ② 本遺跡の特色は、大間々扇状地の先端部にある縄文時代草創期の遺跡で、南に関東平野、北側に赤城山麓を望む立地にあり、赤城山を望む景観を中心とした修景保存を図る。
- ③ 発掘調査により検出された縄文時代草創期の遺構及び遺物等を、検出位置上に保存盛土を施し平面的、若しくは立体的に示す。
- ④ 来訪者へのサービスとして、駐車場や便所等の便益施設を史跡指定地外の周辺に設ける。
- ⑤ 史跡の概要を解説する説明板を設ける。
- ⑥ 史跡内を周回できる景観に配慮した園路を設ける。
- ⑦ 史跡内の修景、緑陰確保及び体験学習に供する植栽を行う。
- ⑧ 地面は土埃等を防ぐための方策を講じる。

1-3. 公開活用の基本方針（基本計画書）

- ① 赤城山南麓の縄文時代草創期集落跡を体感し、当時の自然と共生した縄文文化を学ぶ場とする。
- ② 市内には旧石器時代（岩宿時代）の史跡岩宿遺跡があり岩宿博物館を核とした活用の実績がある。本遺跡の活用にあたっては、「旧石器時代から縄文時代へ」という他の自治体にはできない切り口で史跡岩宿遺跡との連携を図る。
- ③ 周辺の文化財を巡るネットワークをつくり、地域のアイデンティティを顕在化する。
- ④ 遺跡を核として、地域づくりや人づくりを推進する。
- ⑤ 赤城山麓の雄大な景色を背景とした癒しの空間を形成し、くつろげる場とする。

1-4. 学習会・見学会を通じて集約された意見要望から整備に生かす事項（基本設計）

- ・ 本史跡の発掘調査の成果から本史跡の特色を来訪者に伝える。
- ・ 特色を示す遺物・遺物等を復元し現地で示す。
- ・ 展示室、研修室、管理室、倉庫、便所などの機能を持つガイダンス施設を建設する。
- ・ 車椅子対応の園路を設ける。
- ・ 史跡内は土埃を押えるため芝生を貼る。

また、次の事項を実施段階までに検討する。

- ・ 史跡の指定範囲を広げる。
- ・ 便益ゾーンをもっと南に広げる。
- ・ 史跡への導入路を拡幅する。
- ・ 駐車場用地の確保。
- ・ 周辺遺跡や文化財とのネットワークを図る。
- ・ 岩宿博物館の友の会との交流を持つ。

〈以上を踏まえて、平成 24 年 3 月、基本設計が策定される〉

- ・ ゾーニング
- ・ 施設配置
- ・ 各施設の基本構造

2. 実施設計に向けた基本設計の見直し

2-1. 設計範囲と遺構の配置、周辺地の条件

- ① 下図に基本設計（平成 24 年 3 月）時点の発掘調査範囲と主な遺構配置が示されるが、平成 26 年度に指定地内南側斜面地（E 区）の発掘調査を行い、一部ゾーニング範囲を変更した。
- ② 上記の西側の早川までの範囲については、将来追加指定を目指す。
- ③ 指定地を南北に縦断する既設道路については、その南半を廃道し、史跡の南方に新規道を建設する予定とする。

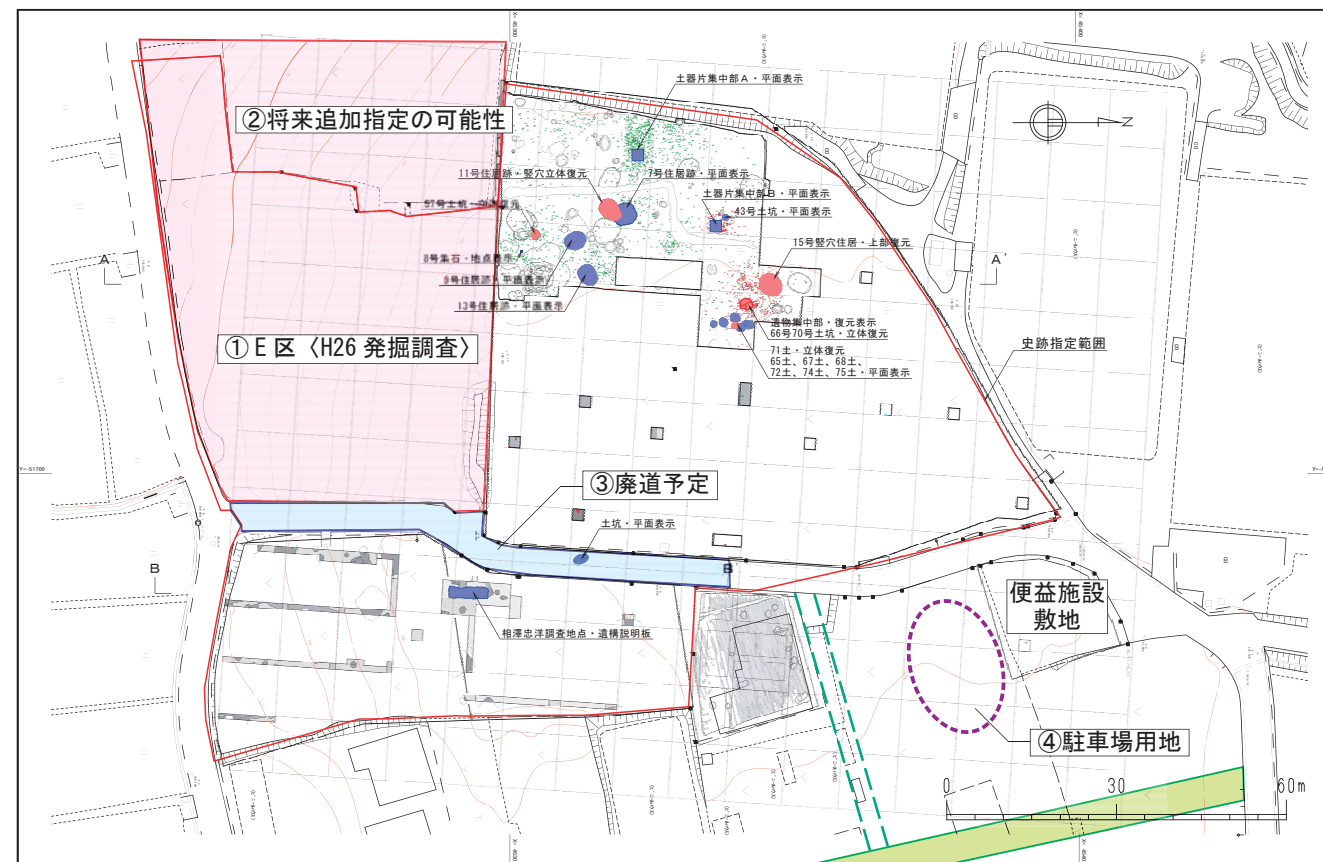
尚、廃道範囲は南北の全範囲を目指す可能性もある。

※ 上記②・③については今回整備事業には間に合わないが、将来一体的な整備が可能なものとして実施設計を行う。

- ④ 便益施設用地の南側に、駐車場用地を検討する。



西鹿田中島遺跡周辺図



遺構配置図

2-2. ゾーニング

保存整備におけるゾーニングは基本設計と踏襲し、駐車場用地を追加する。

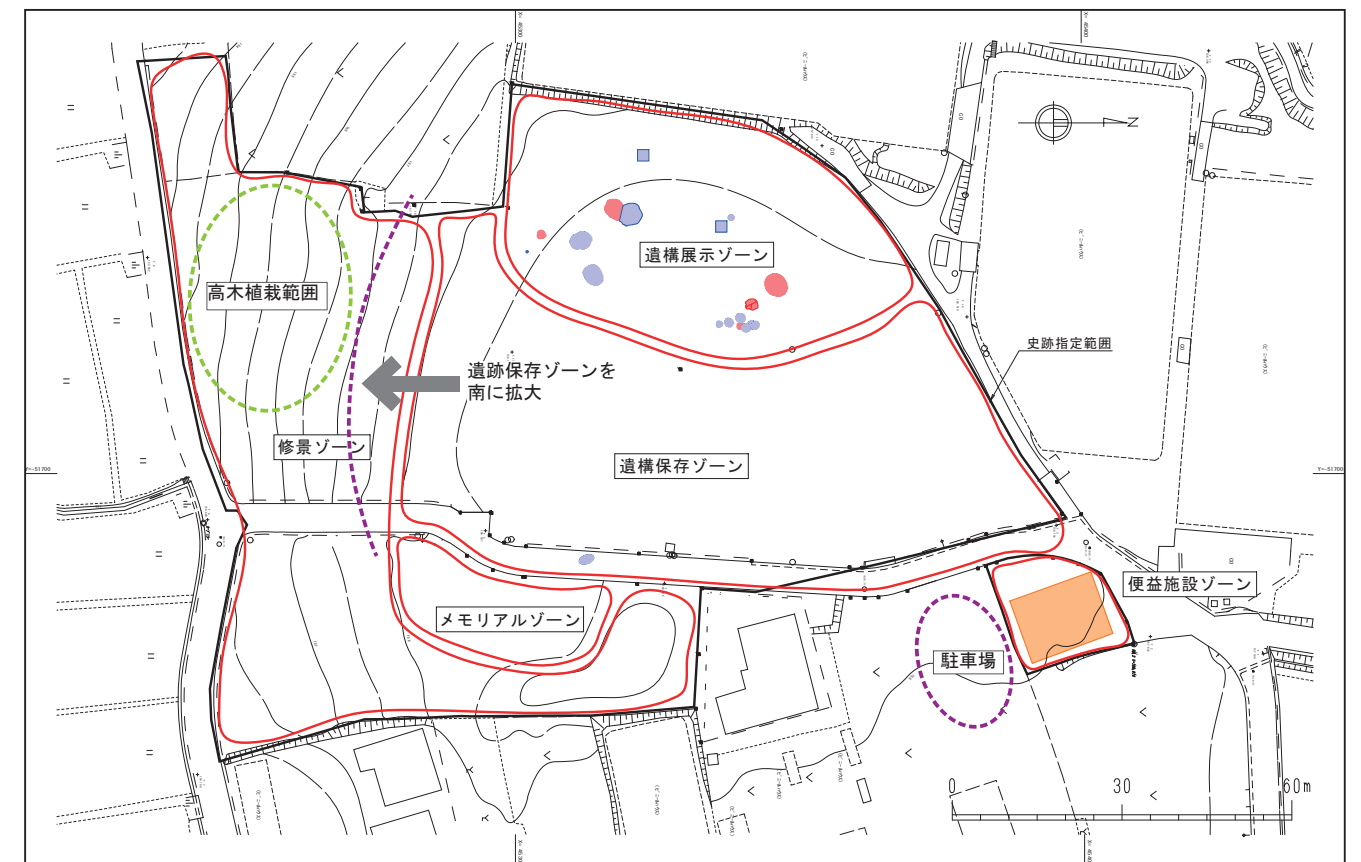
整備地内には多方面から出入りできるが、基本的な活用動線は、便益施設を起点として指定地内を周遊することを想定する。

ゾーニング

- ① 遺構保存ゾーン（未発掘の地下埋蔵文化財保護地域）
- ② 遺構展示ゾーン（一部発掘調査済みで縄文時代草創期の特色を表示する地域）
- ③ メモリアルゾーン（相澤忠洋氏の発掘調査地点を表示する地域）
- ④ 修景ゾーン（南側斜面部に縄文時代の林をつくり歴史的景観を創出する地域）
- ⑤ 便益施設ゾーン（来訪者へのサービス施設を設ける地域）

※ 平成 26 年度に行われた発掘調査結果により、集落の範囲が南側に延長することが明らかになったため、「遺跡保存ゾーン」を南に拡大した。

また、上記のさらに南は遺構の攪乱が確認されたため、ここを高木植栽の範囲とした。



ゾーニング図

① 遺構表現

→ある一時期を想定した遺構表現とし、時期の異なる遺構は簡便な表現とする。また、現代建造物は最小限とする。

② 排水対策

③ ガイダンス施設

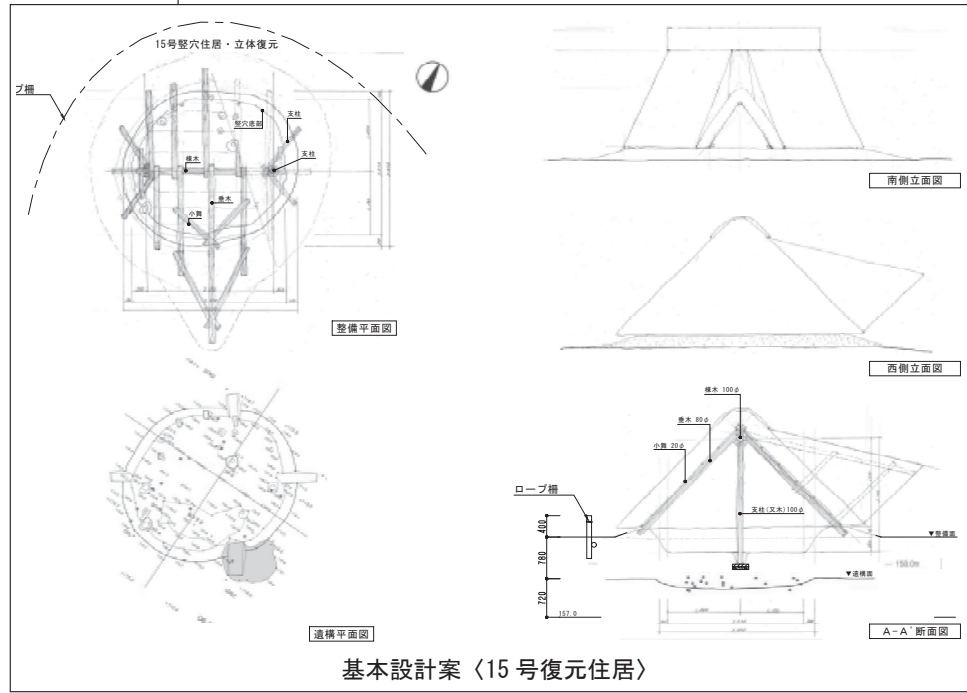
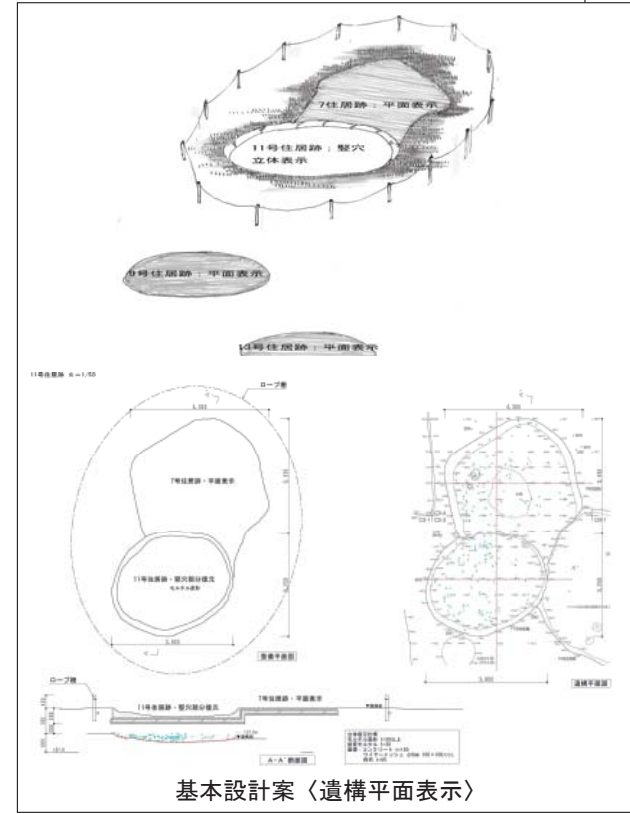
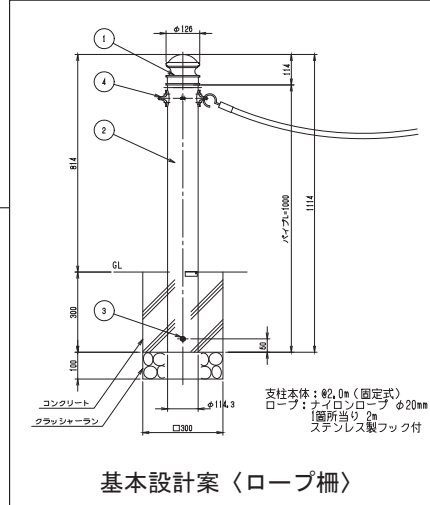
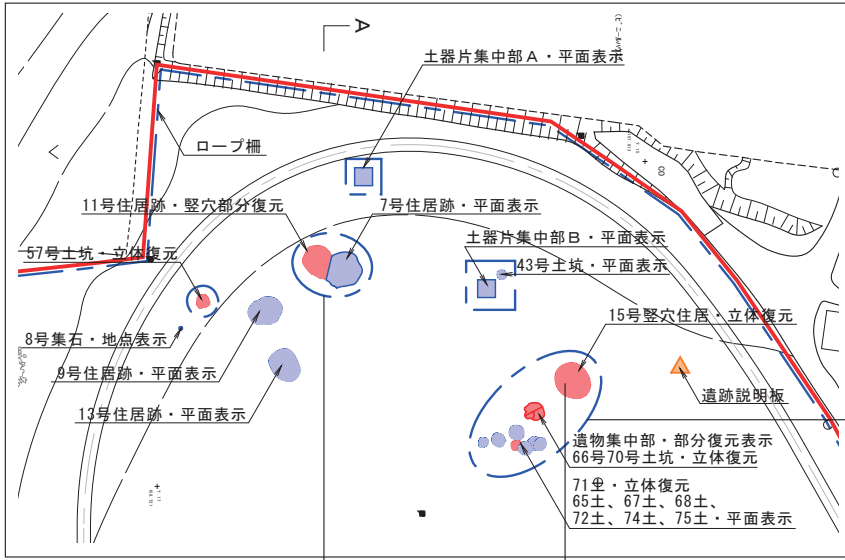
→地元要望など踏まえて、平面計画を見直すとともに、史跡景観に調和した意匠を検討する。

[illegible]

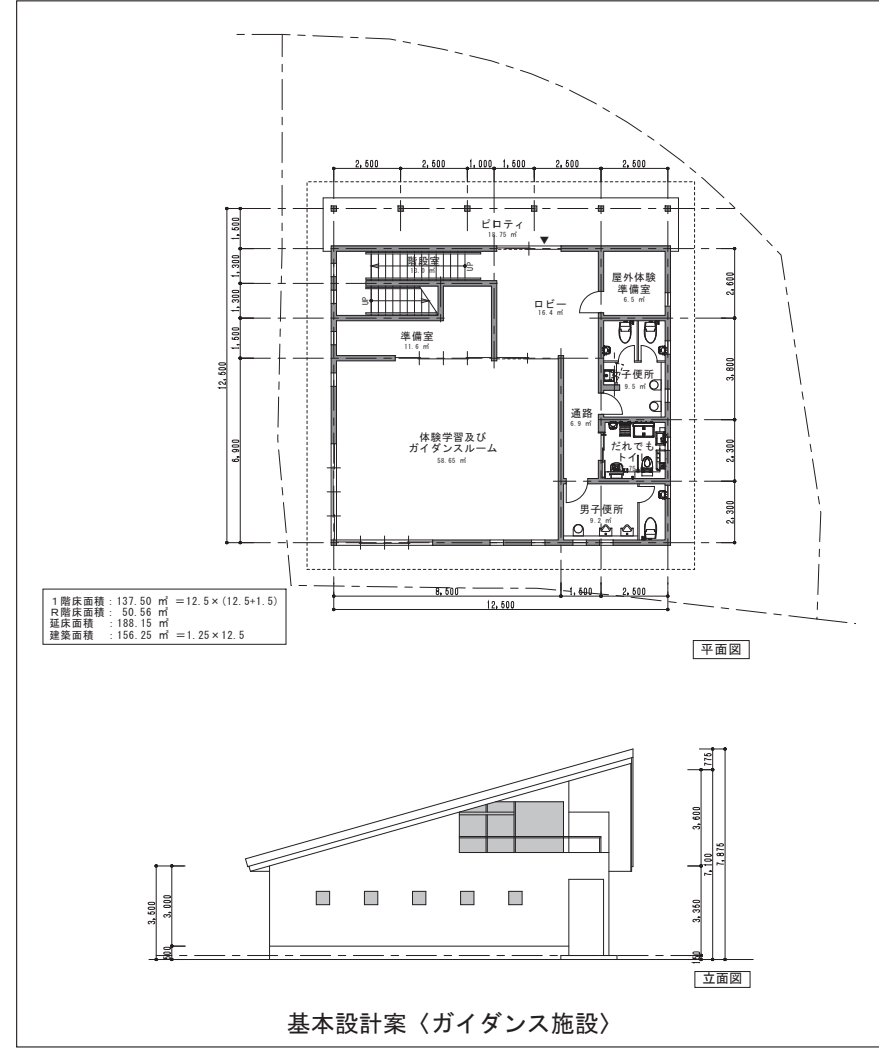
- 3 -

○ 遺構表現

基本設計	見直し内容
・ 15 号住居を立体復元 ・ 他の縄文時代草創期の遺構は平面表示 ないしは遺構の造形復元（GRC） ・ 展示範囲をロープ柵により区画	・ より新しい 11 号住居を立体復元 ・ 貯蔵穴のうち特徴のある 75 号土坑を 復元 ・ 他は痕跡として窪み表現 ・ 土器集中範囲を土系舗装により表現 ・ 柵は遺跡景観保護のため無しとする



- ・構造・意匠を見直し



3. 実施設計

3-1-1. 基本方針

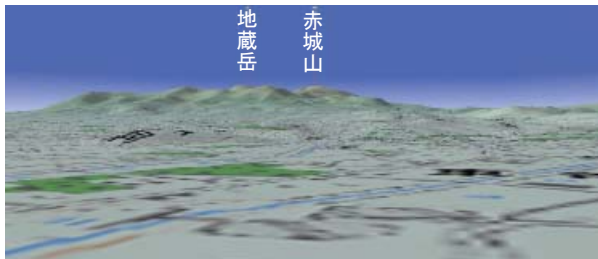
〈ゾーニング・施設の基本配置は基本設計を踏襲する〉

- 平坦地に繰り返し営まれた縄文草創期の生活の痕跡を判りやすく表現する。
- 立地環境を尊重するとともに、当時の植生環境が窺える整備とする。
- 遺跡を活用した体験参加ができる整備とする。

3-1-2. 環境基盤の整備

① 赤城山南麓の扇状地にある台地状の高まりに立地する地形が判るようにする。

- ・ 現状の地形を生かした整備とする。尚南東端付近は遺構面より高くなっているため、将来の廃道を前提に西側と一連の地形として切土造成する。
- ・ 微高地の高まりを生かして、視点場とする。
- ・ 生活の痕跡がある平坦地を広場とし、南側斜面地を植栽地として地形を際立たせる（基本設計を踏襲）。尚、今年度予定する斜面地の発掘調査結果により、広場の範囲は再検討する。
- ・ 広場は現状面から約 40cm 程度に遺物包含層があるので、基本的に現状面から下は掘削せず、遺構保護を目的とした盛土（最大 50cm 程度）を施す。



西鹿田中島遺跡から赤城山方面を望む山容

② 縄文時代草創期の、現在より寒冷な気候に存在した植生環境を表現する。

- ・ 古環境調査により、当時の樹種はある程度想定されている。特に、ササ類が卓越していたことが判っており、植栽地の下生えにはササ類を用いて、現在の雑木林とは異なる環境を創出する。
- また、植栽樹種には有用植物を多用し、自然利用の観点から体験活用に利用する。
- 尚、高木植栽にあたっては地下遺構保護のため植穴下に防根シートを敷設する。

有望な植栽種（基本計画書参考、アンダーラインは有用種）

【地被・草本】

- ・ ササ類（BP11,000 チシマザサ・チマキザサ）（BP10,000 ミヤコザサ）（スズタケ・クマイザサ）
- ・ ユリ属（ユリ）

【低木】

- ・ ハシバミ属（ハシバミ）
- ・ キイチゴ属（クマイチゴ）

【中高木】

- ・ マツ属（アカマツ・クロマツ）
- ・ コナラ亜属（コナラ・クヌギ・ミズナラ・カシワ・ナラガシワ）
- ・ クリ属（クリ）
- ・ ハンノキ属（ハンノキ）
- ・ クルミ属（オニグルミ）

【蔓性植物】

- ・ マタタビ属（サルナシ）

③ 地被植栽と排水施設により流出土・排水対策を行う。

- ・ 史跡地内は掘削出来ないので、低地辺に緩勾配の土堤と溝を設け、流出を抑える。
- ・ 上記の土堤・溝の他、広場の造成に伴って碎石層を敷設して、貯水・地下浸透対策とする。
- ・ 流出土は地被植栽により表層土を押さえる。

3-1-3. 遺構表現の概要（詳細は「2-4. 遺構表現計画」参照）

- 文化庁意見を踏まえ、遺構の重複等を表現するのではなく、ある一時期に営まれたような状況を展示する。
- ・ 住居跡や土坑、集石という遺構は規模が小さく、また地表に凹凸を生じることから表示と安全対策を検討する必要がある。例えば、丸太柵の設置など、景観を損なわない範囲で、必要性を含め検討する。
- ・ 表現施設は耐久性と耐候性を考慮した構造とする。
- ・ 住居 1 棟は上屋を復元する。

【計画概要】

- ・ 縄文草創期の遺物集中範囲を土系舗装により表示（人の居住に伴う活動領域）
- ・ 埋め込み型解説板に土器片写真を展示
- ・ 新しい 11 号住居跡の上部構造を復元展示する。
- ・ 他の住居跡は痕跡として窪み表現（15 号住居跡）
（7 号は復元する 11 号と重複するので表現しない）
- ・ 土坑は住居跡と同様に窪み表現
重複するものは新しいものを選択（重複表現は理解しにくい）
75 号土坑 1 基は復元的に表現
- ・ 8 号集石遺構は復元的に表現

3-1-4. 案内・解説施設

- サイン類として、遺跡名称標識・遺構解説板を設ける（基本設計を踏襲）。
- 相沢忠洋調査地点は、学史的価値を表現するものとして調査範囲を表示し、解説板を設置する。この地点は赤城山とともに遺跡を一望できる視点場ともなる。

3-1-5. 園路・広場

- 平坦地となる遺構展示ゾーン・遺構保存ゾーン・メモリアルゾーンは芝張広場とし、多様な活用ができる場とする。
- 場を周遊する基本動線は、車椅子の走行ができる芝保護材を芝張上に敷設する。遠景的には殆ど目立たず、景観に配慮した仕様となる。
- 植栽地は下生えをササ類等とすることから、林間園路を設ける。バーク（樹皮）やウッドチップ等の自然素材を生かした仕様とする。



芝保護材の施工例（長崎県 原の辻遺跡 左：敷設直後 右：敷設 1 年後）



ウッドチップの施工例

2-3-7. 屋外設備

- 史跡内には現代構造物を極力置かないこととするため、屋外照明・水飲み等は設けない。
なお、植栽管理のため散水栓を設置する。

1. 全体計画（配置・造成・植栽・排水）



1-1. 実施設計図（抜粋）

全体計画平面図

S=1:400



平成28年度 史跡西鹿田中島遺跡保存整備			
全体計画平面図			
縮尺	1:400 (A1)	番号	2
			27年 7月 日
計画機関	みどり市		
作業機関	有限会社ウッドサークル		